

## 特殊教育から特別支援教育へ

大江戸

1 具体的に何が変わのでしょうか？

(1) 対象となる障害種が拡大します。

障害種	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	知的障害	情緒障害	言語障害	LD	ADHD	高機能自閉症
特殊教育										
特別支援教育										

LD、ADHD、高機能自閉症が、通級による指導の対象となりました(県内8教室で実施中)。

(2) 盲・聾・養護学校が特別支援学校になります。

学 校 種	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	病 弱	知的障害
盲 学 校					
聾 学 校					
肢体不自由養護学校					
病弱養護学校					
知的障害養護学校					
特別支援学校	・障害種別を超えた(複数の障害に対応できる)学校制度 ・地域の特別支援教育のセンター的機能を有する学校				

(3) 特殊学級が特別支援学級になります。

小・中学校においては、教育上特別の支援を必要とする児童生徒等に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うこととし、かつ、弾力的な運用について検討中です。

(4) 教育職員免許法が改正されました。

盲学校・聾学校・養護学校教員免許状

特別支援学校教員免許状

(ただし、5領域に分かれることになりました)

2 いつから変わるのですか？

平成19年4月1日からです(LD等への通級による指導は平成18年4月1日から始まっています)。

3 制度が変わる理由は？

(1) 障害の重度・重複化傾向

盲・聾・養護学校(小・中学部)において43.3%の児童生徒が重複障害学級に在籍

(2) 通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒への対応

(文部科学省の調査では6.3%の可能性、秋田県の調査では1.8%の可能性)

(3) 障害者施策を巡る国内外の動向

ノーマライゼーション、インクルージョンの理念の進展

4 新しい制度を支えるための数々の仕組み

特別支援連携協議会	各学校において特別な教育的ニーズのある児童生徒の教育的支援が有効に行えるように教育、福祉、医療、労働、親の会等の関係機関による協議を行い、連携協力を図るための組織。
個別の教育支援計画	教育、保健、福祉、医療、労働等の連携による、乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援のための教育計画。
個別の指導計画	学校の教育課程や指導計画、当該児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ計画。

専門家（・支援）チーム	教育委員会職員、学校の教員、心理学の専門家、医師等で構成し、LD、ADHD等の教育的判断や児童生徒への望ましい教育的対応について専門的意見を提示するためのチーム。
巡回相談員	LD、ADHD等の児童生徒に対する指導内容・方法に関する助言や学校の支援体制に関する助言等を目的として各学校を巡回する相談員。
校内委員会	特別な支援を必要とする児童生徒や保護者に対して、適切な教育や支援を行うことを目的として学校に設置されている委員会。
特別支援教育コーディネーター	校内の教職員同士の連携を円滑にし、校内支援体制の整備や校内の関係職員の連絡調整、関係機関や保護者との連絡調整等、児童生徒の教育や支援を効果的に推進するためのキーパーソン。
サポーター	特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍する学級に配置している職員。平成18年度、本県では小学校に150人、中学校に26人の非常勤職員を配置。

## 5 特別なニーズを持つとは

- (1) 社会により対象は異なる
- (2) 改めて「障害」とは何なのかを考えると  
「物事の成立や進行の邪魔をするもの。また、妨げること。」(大辞林)  
電動車椅子VS...  
ユニバーサルデザイン  
要は、不自由な状態を改善することができれば  
「障害」の概念の変化(ICFモデル)

## 6 特別支援教育と構成的グループエンカウンター

- (1) 障害のある方々  
自己理解と障害受容  
改善・克服に向けた努力

< 障害受容の達成に必要な条件 >  
自己評価と客観的評価とが、ほぼ一致している。  
障害の軽減や機能維持に関し、積極的な取り組みをする。  
障害について、抵抗なく話し合える。  
自分自身満足が得られるような「何か」を獲得する。

- ・ 自己を客観視できるか？
- ・ 自己の能力・問題点などを、どの程度的確に把握できるか？

- (2) 周りの方々  
障害に対する正しい理解  
必要な環境設定と支援

**特別支援教育の充実は、教育そのものの充実につながる**

< 参考・引用文献 >

「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」平成15年3月 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議  
「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥/多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」平成16年1月 文部科学省  
「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」平成17年12月8日 中央教育審議会  
「一人一人が輝くために 増補・改訂版」平成17年3月 秋田県教育委員会  
「特別な教育的支援が必要な子どものためのガイドブック」平成17年3月 佐賀県教育委員会  
「通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもたちへの支援の在り方」平成19年2月15日 秋田県総合教育センター